



11月16日 寶金総長と会見

2020年11月16日、16時から約40分間、事務局中会議室Aで寶金新北大総長と組合役員との会見が開かれました。大学側の出席者は総長に加え、村田理事（労務担当）、関崎総務部長、水口人事課長、小澤厚生労務室長、陪席職員2名、組合側は山形執行委員長、上山書記長、副委員長代理の山田執行委員と岡坂執行委員の4名でした。大学側の出席者に事務局長がいない点がこれまでと異なっています。

前総長解任問題への対応、トーンダウン？

それぞれの紹介後、今回の総長選考の直接的原因となった前総長解任の説明責任について、総長は「『可能な限り全体像の調査を考えている』（組合の公開質問状に対する回答）との認識は、今も基本的に変わっていない。事実関係についてはかなりの部分を把握できており、改めて事実確認することは必要ないだろう。裁判になるとの話もあるので、デリケートな話であるが、後日振り返るために北大150年史にそれなりの分量を、我々の言葉で書いていくことを考えている」と話しました。

学術会議任命拒否自身は非常に遺憾

引き続き、現在大きな問題になっている日本学術会議の会員任命拒否問題について、総長は「政権の任命拒否は非常に遺憾であり、どのような政権も学問の世界に介入することは大きなリスクで、アカデミアの独立性を保つべきである。今回は、人文社会科学系が焦点だが、理系分野にも影響が及ばないか注視している。学術会議は先の戦争の反省に基づいて作られており、平和主

義は尊重すべきである」と述べました。

この問題に関しては、防衛装備庁の研究費についても併せて見解が述べられました。総長は軍事研究などに関して「北大としてガイドラインを出す予定であり、個人的には防衛装備庁の研究費への応募は難しいと考えているが、応用が利く技術に関する研究に防衛装備庁の研究費だからNGを言えるかどうかは委員会を作って判断していくことが必要」としました。ガイドラインの作成については「評議会などで意見を聴取することになる」との話でした。

COVID19 見通しは難しいが適切な対応

その後、労働条件に関する問題として、新型コロナウイルス感染症に関する話題に移りました。「人類が100年に一度経験するかしないかの問題で、長期的な見通しをもって先手を打つことは難しいが、適切な対応をとっていきたい」というのが総長の考えでした。組合側から「事実に基づき、どう判断して、どう対策を打ったかということが教職員に伝わるようにしてほしい」と要望したのに対し、「対応に変化がある場合など大事なポイントでは、総長などが科学的根拠を含めてメッセージ出すことも必要になると思う」と答えました。なお、この中で、病院職員から出されていた疑問に答える形で、北大病院が国の慰労金に申請したとの報告が事務担当者からありました。

超勤問題は法令順守の立場でやる

正規職員の超勤問題については、法令順守の立場でやっていくとし、働き方改革についてはデジタル化を進めるが、労働環境

の改善につながるかどうか慎重に見極めていく必要があるとしました。また、病院医師の勤務についても地域医療との関わりもあり、難しいが考えていかねばならないとの認識でした。

非正規雇用職員待遇改善は、財源が問題

非正規雇用職員の待遇改善と5年期限問題については、「財源問題があっても社会的な流れは期限撤廃などの流れであり、実現して欲しい」という組合の要望に対し、

「運営交付金の維持が基本線であり、国大協などを通じて文科省・財務省への働きかけの必要性がある」と述べました。

予定の時間を過ぎてしまいましたが、さらに産学連携でのトラブル解決のための検討、新型コロナで運営が困難になっている大学生協への支援、香港の市民運動にかかわっている公共政策大学院フェローについても関心を持っていただきたいとの要望を伝えました。

人事院勧告は一時金の0.05月の削減

人事院勧告はコロナ禍の中で民間調査が遅れ、10月7日に一時金に関する勧告が行われました。内容は一時金・期末手当の0.05月削減で、今年は12月期に0.05月減、来年以降は6月期、12月期ともに0.025月減でした。月例給については10月28日に改定なしの報告が行われたただけでした。

10月29日に厚生労務室は資料提供として勧告・報告の骨子とともに勧告通り実施した

場合の影響額の試算を出し、総額5,300万円支給額減であることを示しました。

全国的には既に「12月期は下げない」、「0.025月の減」を決めた大学もありますが、北大は人事院勧告との整合性をとるため、人事院勧告通りに実施を提案すると思われます。そうであれば不利益変更・不利益遡及となり組合は反対します。11月中に就業規則の改定がなければ現行通りの支給となります。

※10月29日に厚生労務室からの提供資料より

	年齢	扶養親族	現支給額 2.25月	減額後支給額 2.20月	影響額
教授	54	配偶者、子1	1,448,300	1,415,300	33,000
准教授	47	配偶者、子1	1,175,500	1,148,700	26,800
講師	48	配偶者、子1	1,100,500	1,075,400	25,100
助教	43	配偶者、子1	920,000	898,900	21,100
課長補佐	51	配偶者、子1	955,100	933,100	22,000
係長	45	配偶者、子1	805,900	787,400	18,500
主任	40	配偶者、子1	720,000	703,400	16,600
係員	31		528,500	516,600	11,900
看護師	38		686,300	670,900	15,400
契約職員			405,500	396,300	9,200

2020年度

	6月期	12月期	年間
期末手当	1.30月	1.25月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
合計	2.25月	2.20月	4.45月

2021年度以降

	6月期	12月期	年間
期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
合計	2.225月	2.225月	4.45月

10月24日に全大教第53回定期大会

10月24日(土)に、全大教第53回定期大会がオンラインで行われました。北大職組からは、代議員として上山書記長が参加し議長を務めました。山形執行委員長はオブザーバー参加しました。

議案は、第1号～第8号まであり、修正案も含めてすべて採決されました。第4号議案に関する質疑討論において、山形執行委員長が北大総長解任から新総長選考の状況について話題提供しました。第7号議案では、資格審査委員数・議事運営委員数を適切にして地区協議会の負担の軽減を図る規程の改正がなされました。また、オンライン会議の手当の新設もなされました。なお、特別決議「日本学術会議会員任命拒否」という学問の自由と大学自治の侵害に抗議する」も採決されました。この特別決議は、全大教のHPで確認できます。

(<https://zendaikyo.or.jp/>)

はじめてのオンライン開催ということもあ

り、中執・事務局がかなりの工夫をしてくださったと拝察します。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

**【全大教第53回議案一覧】**

- ・ 第1号議案：2018年度及び2019年度納入人員の追加確定ならびに2020年度納入人員の承認の件
- ・ 第2号議案：2019年度決算報告及び会計監査報告の承認に関する件
- ・ 第3号議案：2020年度暫定予算(4-10月)の承認に関する件
- ・ 第4号議案：2020年度運動方針に関する件
- ・ 第5号議案：2020年度予算に関する件
- ・ 第6号議案：2021年度暫定予算に関する件
- ・ 第7号議案：規程細則の改正に関する件
- ・ 第8号議案：次期中央執行副委員長、書記次長、中央執行委員の定数に関する件
- ・ 特別決議案「日本学術会議会員任命拒否」という学問の自由と大学自治の侵害に抗議する」

(上山浩次郎)

合同教育研究全道集会 2020「国民のための大学づくり分科会」

はじめてのオンライン開催となった今年の合同教研集会の分科会(11/8(日))では、共同研究者からの基調報告も含めて4本のレポートが行われた。



「COVID-19 パンデミック北海道の大学」(光本滋・共同研究者)は、2020年に起きた学生の経済的困窮、遠隔授業による心身の疲弊などが高等教育の構造的問題を反映していることを指摘した。政府の対策(補正予算)も高等教育の「改革」促進を優先している。感染症対策と高等教育を両立するために、各大学の実践経験の共有と研究が求められる。

「北海道大学の総長解任・選考問題を考える」(山形定・北大)は、北大の総長解任・選考の過程で起きた問題と、政府の学術会議会員の任命拒否問題は、自律的組織への攻撃という点で同根であると指摘。背後にある軍事研究の推進などの国策は学問の自由を否定するものであり、社会との連帯による平和的な学問の創造が課題だと問題提起した。

「学長選考から見る札幌大学法人の独裁構造」(高瀬奈津子・札幌大学)は、2014年の学校教育

法「改正」を契機に、学校法人が学長選考廃止などを含む寄附行為の「改正」を強行、専断的な経営体制を築いた同大学の実態の報告であった。教職員の知見を大学運営に反映することができないことが、コロナ禍への対応の遅れにもつながっているという。

「大学入試がイメージ出来ない～センター試験から共通テストへ～」(大佐賀美弦・野幌高校)は、前任校と現任校をまたぐ3年間の経験に基づく考察である。「大学入試がイメージできない」ことが高校教育の見通しを持ってない状況につながっている現状は、何を基本に高校と大学の接続を考えるべきかという問題を関係者につきつけている。

全体講演(11/7(土))の中で、鈴木大裕さん(教育研究者・土佐町議員)は、教室・学校だけで教育の問題を解決しようとするのではなく、社会の問題として考えることが大切だと話された。分科会の議論を通じて、大学にも同じ姿勢が求められているとの思いを強くした。

光本 滋(教育学部班・教員)

コロナ対応:危険を顧みずに業務に従事している医療従事者へ手当支給を!

～国や地方自治体で進む手当支給/北大は10月30日に厚労省に慰労金を申請～

厚生労働省は医療機関等で働く医療従事者や職員へ「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」を行っており、実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合は慰労金として最大20万円を給付しています。その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付しています。既に道内の病院では厚生労働省に申請し、医療職種以外の清掃関係の人たちも含めて支給されている病院も多数あります。北大はやっと10月30日に申請したとのこと。

またこのような慰労金制度に先立ち、新型コロナウイルス対応医療従事者へ特別手当等を支給する動きもあり、人事院を皮切りに国の機関や地方自治体で既に広まっています。

手当の支給について、例えば国の機関でのコロナ対応従事者へは、人事院が「防疫等作業手当の特例の創設」というやり方で手当を支給し、また、東大や京大など一部の国立大学もこのやり方で手当を創設しました。北大も国の時代から続く「防疫等作業手当」を就業規則(給与規程)

第38条に既に持っており、同様な手当での支給は可能です。

一方、北大病院では「北海道大学病院 COVID-19 報奨金取扱要項」を6月25日に制定し、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴う業務等に従事する職員に対する報奨金の支給を決めています。そこでは「1勤務あたり4時間以上従事した場合に限る」として以下の額を支給することになっています。

診療業務		6,000円
看護業務	日勤1回	2,000円
診療支援業務	長日勤、長夜勤	3,000円

適用期限が2021年3月31日までで、手術報奨金と合わせて1億円等、国の機関と比べるといくつかの制限があります。東大などのように、就業規則で明確に手当として定めるべきではないでしょうか。



くっつかないモン
#KeepDistance



手を洗うモン
#WashHands



換気をするモン
#OpenWindow

<コロナ対応手当支給をめぐる他機関の状況(2020年11月時点)>

●国の機関

人事院が2020年3月18日に人事院規則を改正。防疫等作業手当の特例を創設することにより、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事した場合には1日につき3,000円(感染者等の身体への接触を伴う作業等に従事した場合、1日につき4,000円)を支給できることとした。

●地方自治体

総務省が実施した調査(※1)によると、2020年7月7日時点で既に9割以上の自治体で人事院の特例創設に倣って手当等を創設している。

・都道府県:47団体中44団体

・指定都市:20団体中19団体

※1: 2020年9月1日付け総行給第33号「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査の結果について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000705337.pdf

●国立大学法人(11月時点で実施を確認できた一部を抜粋)

・東京大学、京都大学、九州大学、名古屋大学、滋賀医科大学

→人事院規則と同程度の防疫等作業手当の特例を創設

・東京医科歯科大学

→月額2万円か4万円の危険手当を新設

(執行委員 岡坂直寛)



コロナに負けるな!